



2025年5月14日

各 位

会 社 名 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 守孝
(コード番号 167A 東証プライム)
問合せ先 執行役員 広報部長 田中 葉子
(TEL : 03-3546-5003)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、概要、下記「2」の内容の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2025年6月26日開催予定の第1回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記に関する取締役会での決議は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会での審議結果を踏まえた上で行っております。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社定款「第7章 附則」第35条第3号では、対象取締役に対する株式報酬等に関し、本株主総会の終結の時までの期間の報酬制度として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠で年額200百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、同制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20万株以内とすること、及び、譲渡制限期間を、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすることを定めております。もっとも、同附則が本株主総会終結の時をもって削除されるため、改めて、下記「2」のとおり譲渡制限付株式報酬制度（本制度）を導入するものとし、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、金銭報酬枠とは別枠で年額200百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会決議により決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員並びに当社完全子会社の取締役及び執行役員等への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の執行役員並びに当社完全子会社の取締役及び執行役員等に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を改めて導入する予定です。

以上